

青森県後期高齢者医療広域連合告示第4号

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年青森県後期高齢者医療広域連合条例第19号）第20条の規定により、令和6年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

令和7年6月19日

青森県後期高齢者医療広域連合長 西



1 開示請求の件数及び開示決定等の状況

開示請求なし。

2 開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況

何れも審査請求なし。